



茨城労働局発表  
平成28年3月29日

【照会先】

茨城労働局労働基準部監督課  
課長 佐川 正孝  
主任監察監督官 宮崎ひろみ  
(直通電話)029(224)6214

【照会先】(平成28年4月以降)

茨城労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官  
小林 謙  
室長補佐(指導) 大島 成明  
(直通電話)029(277)8295

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施

—アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月まで—

茨城労働局(局長 中屋敷 勝也)では、全国で実施されるキャンペーンに合わせ、県内の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際に、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります(別添1参照)。茨城労働局では、学生アルバイトの労働条件確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職するときにも役立ちます。

このため、今回のキャンペーンでは、学生へのリーフレットの配布による周知・啓発や、大学等での出張相談などを行うこととしています。

リーフレットでは、知っておきたい働くときのポイントを紹介するとともに、厚生労働省が昨年実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」で労働基準法で規定されている「労働条件通知書」が交付されていないと回答した学生が多かったことを踏まえ、「労働条件通知書」を掲載しています(別添2参照)。

また、茨城労働局及び各労働基準監督署に「若者相談コーナー」を設置しますので、お気軽にご相談ください(別添3参照)。



## 【キャンペーンの概要】

### 1 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から 7 月 31 日  
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

### 2 主な取組内容

- (1) 学生用の「労働条件通知書」を掲載したリーフレットや、具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等の学生への配布、大学等での掲示による周知・啓発
- (2) 茨城労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナー内に「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応
- (3) 茨城労働局による大学等への出張相談の実施

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

## 茨城労働局による大学等への出張相談

キャンペーンの実施に当たり、茨城労働局は、担当者による次の出張相談を実施します。

当日取材をいただける場合には、4月7日（木）までに当局雇用環境・均等室（大島又は小林）（029-277-8295）までご連絡ください。

【開催日】 平成28年4月8日（金）  
午前11時30分から午後1時まで

【開催場所】 筑波学院大学 1号棟1階 キャリアデザイン室  
つくば市吾妻3-1（029-858-4814）

【対象者】 新入生及び在学生

出張相談、労働法制に関する講師派遣は、引き続き実施していく予定です。  
今後、出張相談を希望する大学等におかれましては、上記当局雇用環境・均等室（大島又は小林）までお申込みください。